

## 青島漁港 漁港施設等活用事業の実施計画公募要領

青島漁港において漁港施設等活用事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「漁港法」という。）第42条第1項の規定により、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を提出すること。

### 第1 提出方法

#### 1 提出資料

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画（様式第2号）
- (3) 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- (4) 活用事業施設の設置を行う場合、活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びその他漁港施設の形質変更の内容を明らかにする図面等
- (5) 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料（任意様式）
- (6) 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金調達の相手方、調達額及び調達方法を記載した書類（任意様式）
- (7) 誓約書（第1～4（2）のいずれにも該当しないことを誓約する書面）（様式第3号）
- (8) その他必要な書類

#### 2 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年2月10日（火）17時必着

#### 3 提出方法

紙で10部、電子データを保存したCD1枚を事務局に持参又は郵送する。  
持参する場合は、事前に事務局へ持参日時を連絡すること。  
郵送する場合は、封筒に「漁港施設等活用事業申請書在中」と記載し、書留郵便など配達記録が残るようにするとともに、受付期限までに必着すること。

#### 4 資格

- (1) 民間企業、漁業協同組合、NPO法人、その他法人及び個人で、提出した実施計画の内容を適正かつ確実に履行できる者、又は複数の者で構成する連合体。  
なお、連合体で申し込む場合には、以下の内容を遵守すること。

- ① 連合体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
  - ② 代表者は、本県との調整の窓口を行い、構成員との事業分担を明確にした資料を提出すること。代表者は、事業者決定後もその役割は承継されるものとする。ただし、県が認める場合は変更可能とする。
  - ③ 連合体の代表者及び構成員は、他の連合体の代表者及び構成員になることができないこと。
- (2)次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、資格を有しない。
- ① 漁港法第 51 条の欠格事由に該当する者
  - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - ④ 宮崎県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ⑤ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

## 第 2 実施計画の作成

### 1 作成方法

実施計画の作成に当たっては、「青島漁港 漁港施設等活用事業の推進に関する計画」（以下「活用推進計画」という。）の基本的な方針を踏まえた上で、活用推進計画に定める範囲内で、具体的な事業内容及び実施事項を記載すること。

作成にあたっては、様式第 2 号の「備考」を確認のうえ記載すること。不明な点があれば事務局へ問い合わせること。

### 2 貸付料及び漁港施設等の維持管理費

実施計画の収支計算においては貸付面積 1 m<sup>2</sup>あたり年額 440 円で算出した金額で記載すること。

なお、これまで漁港管理者が実施してきた青島漁港本来の機能を維持・保全するための費用については、これまでの管理水準を踏まえ、漁港管理者が負担するが、その他、活用事業を実施するに当たり新たに発生する費用については、認定計画実施者が負担するものとする。

### 第3 認定の手続き

#### 1 スケジュール

実施計画の認定に向けたスケジュールは下記のとおりとする。

なお、受付時間に関しては土日・祝日・年末年始を除く開庁日の 9:00 から 17:00 までとする。

募集・受付開始	令和7年12月22日（月）
募集に関する質問締切	令和8年1月16日（金）
質問に対する回答	令和8年1月23日（金）
受付締切	令和8年2月10日（火）
貸付料の確認	令和8年2月13日（金） ※辞退する場合は2月18日までに辞退書提出
実施計画の公告・縦覧	令和8年2月24日（月）～
意見書提出の受付	令和8年3月4日（水）（予定）
実施計画の審査	令和8年3月中旬予定
実施計画の認定・公表	令和8年3月中旬予定
貸付契約締結	令和8年3月下旬予定

#### 2 実施計画の審査

提出された実施計画について、法施行規則第38条の規定により公告・縦覧を行ったうえで「漁港施設等活用事業の実施計画審査委員会」（以下、「委員会」という。）において審査し、認定計画実施者となる1者を選定する。

書面審査を基本とするが、委員会からヒアリングの要請があった場合は、協力すること。

審査は、漁港法第43条第1項の各号に適合するものを、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針に沿って行う。

#### 3 結果の連絡

審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、認定計画の概要については公表する。

### 第4 その他

認定計画の実施に当たっては、事業実施者の責任において関係法令及び法令適合等を確認し、その内容を遵守しなければならない。もし、関係法令及び法令適合等を遵守していないことが明らかになった場合には、計画の認定を取り消す場合がある。

第5 事務局

宮崎県農政水産部水産局漁業管理課

〒880-0805

宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-26-7148 (直通)

E-mail [gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp)